

令和 6 年度

定期監査報告書

松戸市監査委員

目 次

定 期 監 査 報 告

1 市 民 部	-----	1
2 環 境 部	-----	5
3 経 済 振 興 部	-----	7
4 農 業 委 員 会 事 務 局	-----	9
5 文 化 ス ポ ー ツ 部	-----	11

松監第119号
令和7年2月6日

松戸市長 本郷谷 健次 様
松戸市議会議長 渋谷 剛士 様
松戸市農業委員会会長 山口 輝雄 様

松戸市監査委員 関 聡
同 三好 徹
同 大谷 茂範
同 松尾 尚
(公 印 省 略)

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査について、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出します。

市 民 部

監査を実施した 監査委員名	関 聡 三 好 徹 大 谷 茂 範 岩 瀬 麻 理
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和6年10月2日～令和6年11月14日
監査の対象課	市民部 市民自治課、市民安全課、市民課、 常盤平支所、小金支所、小金原支所、六実支所、 馬橋支所、新松戸支所、矢切支所、東松戸支所
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○対象期間 令和6年4月1日～令和6年8月31日 ※必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 契約事務、補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 定期監査での指摘事項等に係る取組について (令和2年度から令和4年度) ア 措置状況の情報共有の継続性について イ リスクの低減や業務改善の取り組み状況について ○重要リスク項目 - 委託料の随意契約について - ア 設計書、仕様書について - イ 随意契約理由、相手方の選定方法について - ウ 契約書の内容について - エ 委託内容の履行確認について - オ 委託料の支出について

1 監査の結果

・市民自治課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・市民安全課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・市民課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

（指摘事項）

諸証明手数料について

誤った歳入番号で収納しているものがあった。

今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。

住民基本台帳ネットワークシステム機器保守管理業務委託について

予定価格調書について、消費税及び地方消費税を含む金額を予定価格として記載すべきところを税抜き金額を記載していた。

今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。

戸籍附票システム改修業務委託について

財務規則第143条第3項第3号の規定により契約保証金を免除しているが、契約書には契約保証に関する条項が記載されていた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。 ※（4頁）

（要望・検討事項）

松戸市市民課窓口等業務委託について

監督職員選任通知が遅れていた。

既に通知は行っていたが、今後は適正な事務処理に努められたい。

（意見）

過去の定期監査での指摘事項等に対する措置はなされたものの、令和6年度においても契約の事務処理上の誤りが生じていたことから、誤りを防止する仕組みの整備及び職員間の知識の共有を徹底されたい。

- ・常盤平支所

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・小金支所

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・小金原支所

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・六実支所

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

（指摘事項）

六実支所・松戸市六実市民センター清掃等業務委託について

予定価格調書について、消費税及び地方消費税を含む金額を予定価格として記載すべきところを税抜き金額を記載していた。

今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。

- ・馬橋支所

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・新松戸支所

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

（指摘事項）

松戸市新松戸市民センター消防用自家発電機設備保守点検業務委託について

仕様書は、適正な履行確保の観点から袋綴じ等により契約書と一体とするべきだが綴じ込まれていなかった。

今後は、適正な事務処理を行われたい。

（意見）

過去の定期監査での指摘事項等に対する措置はなされたものの、令和6年度においても契約の事務処理上の誤りが生じていたことから、誤りを防止する仕組みの整備及び職員間の知識の共有を徹底されたい。

- ・矢切支所

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・東松戸支所

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

※ 松戸市財務規則第143条第3項第3号（契約保証金）

3 前2項の規定にかかわらず、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(3) 契約の相手方が過去2年間に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

ただし、当該契約が契約金額300万円以上の請負契約(工事又は製造の請負契約にあつては、500万円以上)である場合は、この限りでない。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

- ・市民課

(指摘の要旨)

松戸市行政サービスセンター定期建物賃貸借契約について

長期継続契約は、債務負担行為として予算を定めることなく年度を超えて契約を行うことから、解除条項を約款に記載することとされているが、記載されていなかった。

今後は、適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

令和6年度の当該契約において、単年度契約に改めることで改善した。

「改善確認済」

(要望・検討の要旨)

物品の購入について（令和4年度）

契約年月日が近接している同種の随意契約が、複数認められた。

今後は、疑義が生じることがないように経済性、効率性を十分考慮した発注方法を検討するよう要望する。

(措置報告の概要)

経済性、効率性を十分考慮し、財務規則に則り適正に事務処理を行うよう、管理職から課内で周知徹底を図った。

「改善確認済」

環 境 部

監査を実施した 監査委員名	関 聡 三 好 徹 大 谷 茂 範 岩 瀬 麻 理
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和6年10月2日～令和6年11月15日
監査の対象課	環境部 環境政策課、廃棄物対策課、清掃施設整備課、環境保全課、 環境業務課、東部クリーンセンター、日暮クリーンセンター、 和名ヶ谷クリーンセンター
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務 が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率 性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実 施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一 部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調 査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○対象期間 令和6年4月1日～令和6年8月31日 ※必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 契約事務、補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 定期監査での指摘事項等に係る取組について (令和2年度から令和4年度) ア 措置状況の情報共有の継続性について イ リスクの低減や業務改善の取り組み状況について ○重要リスク項目 委託料の随意契約について ア 設計書、仕様書について イ 随意契約理由、相手方の選定方法について ウ 契約書の内容について エ 委託内容の履行確認について オ 委託料の支出について

1 監査の結果

・環境政策課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・廃棄物対策課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・清掃施設整備課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・環境保全課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

（指摘事項）

狂犬病予防接種負担金収入について

財務規則第213条第3項により出納員に委任される事務は、別表第6に定めのある収納事務であるが、委任事項に追加されていなかった。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。 ※

・環境業務課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・東部クリーンセンター

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・日暮クリーンセンター

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・和名ヶ谷クリーンセンター

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

※ 松戸市財務規則第213条第3項（出納職員）

3 市長は、会計管理者をして、別表第6に定めるところにより、その事務の一部をそれぞれ出納員に委任させる。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

環境部においては、前年度に指摘事項等はなかった。

監査を実施した 監査委員名	関 聡 三 好 徹 大 谷 茂 範 岩 瀬 麻 理
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和6年10月2日～令和6年11月27日
監査の対象課	経済振興部 商工振興課、消費生活課、農政課、公営競技事務所
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○対象期間 令和5年9月1日～令和6年8月31日 ※必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 契約事務、補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 定期監査での指摘事項等に係る取組について (令和2年度から令和4年度) - ア 措置状況の情報共有の継続性について - イ リスクの低減や業務改善の取り組み状況について ○重要リスク項目 - 委託料の随意契約について - ア 設計書、仕様書について - イ 随意契約理由、相手方の選定方法について - ウ 契約書の内容について - エ 委託内容の履行確認について - オ 委託料の支出について

1 監査の結果

・商工振興課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・消費生活課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・農政課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・公営競技事務所

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

（指摘事項）

資金前渡について

財務規則第77条で定める前渡資金整理簿が作成されていなかった。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。 ※

※ 松戸市財務規則第77条（前渡資金整理簿）

資金前渡職員は、前渡資金整理簿（第46号様式）を備え、その取扱いに係る収支を記載しなければならない。ただし、報酬、給与及び地方債の元利償還金その他精算金額の生じない一時限りの経費については、記載を省略することができる。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

経済振興部においては、前年度に指摘事項等はなかった。

農 業 委 員 会 事 務 局

監査を実施した 監査委員名	関 聡 三 好 徹 大 谷 茂 範 岩 瀬 麻 理
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和6年10月2日～令和6年11月27日
監査の対象課	農業委員会事務局
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○ 対象期間 令和5年9月1日～令和6年8月31日 ※必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○ 共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 契約事務、補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 定期監査での指摘事項等に係る取組について (令和2年度から令和4年度) - ア 措置状況の情報共有の継続性について - イ リスクの低減や業務改善の取り組み状況について ○ 重要リスク項目 - 委託料の随意契約について - ア 設計書、仕様書について - イ 随意契約理由、相手方の選定方法について - ウ 契約書の内容について - エ 委託内容の履行確認について - オ 委託料の支出について

1 監査の結果

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

農業委員会事務局においては、前年度に指摘事項等は無かった。

文 化 ス ポ ー ツ 部

監査を実施した 監査委員名	関 聡 三 好 徹 大 谷 茂 範 岩 瀬 麻 理
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和6年10月2日～令和6年11月27日
監査の対象課	文化スポーツ部 文化スポーツ政策課、文化にぎわい創造課、スポーツ振興課、 国際推進課
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○対象期間 令和6年4月1日～令和6年8月31日 ※必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 契約事務、補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 定期監査での指摘事項等に係る取組について (令和2年度から令和4年度) - ア 措置状況の情報共有の継続性について - イ リスクの低減や業務改善の取り組み状況について ○重要リスク項目 - 委託料の随意契約について - ア 設計書、仕様書について - イ 随意契約理由、相手方の選定方法について - ウ 契約書の内容について - エ 委託内容の履行確認について - オ 委託料の支出について

1 監査の結果

・文化スポーツ政策課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・文化にぎわい創造課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・スポーツ振興課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

（指摘事項）

松戸市学校施設開放管理システム業務委託について

財務規則第143条第1項に規定する契約保証金を納付させる事務処理が遅れていた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。 ※1

松戸運動公園内スケートボード場管理運営委託について

予定価格調書に押印がされていなかった。

今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。 ※2

（意見）

過去の定期監査での指摘事項等に対する措置はなされたものの、令和6年度においても契約の事務処理上の誤りが生じていたことから、誤りを防止する仕組みの整備及び職員間の知識の共有を徹底されたい。

・国際推進課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

※1 松戸市財務規則第143条第1項（契約保証金）

予算執行者は、契約を締結したときは、直ちに契約の相手方をして契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付させなければならない。

※2 松戸市財務規則第128条第1項（予定価格調書の作成）

予算執行者は、予定価格を決定したときは、予定価格調書(第70号様式)を作成し、封筒に入れて封印し、保管しなければならない。

13・14頁参照

ただし、公有財産売却電子入札の場合は、この限りでない。

予 定 価 格 調 書

年 月 日

事業名称

事業場所

上記の入札に係る予定価格を下記のとおり定める。

松戸市長



記

予定価格

金額			億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

備考

入札書比較価格(予定価格に 分の100 を乗じて得た金額)

金額			億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

最低制限価格

金額			億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

最低制限価格に 分の100 を乗じて得た金額

金額			億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

（備考） 単価について予定価格を定めるときは、その旨を備考欄に明記すること。

予 定 価 格 調 書

年 月 日

事業名称

事業場所

上記の入札に係る予定価格を下記のとおり定める。

松戸市長



記

予定価格

金額			億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

備考

入札書比較価格(予定価格に 分の100 を乗じて得た金額)

金額			億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

調査基準価格

金額			億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

調査基準価格に 分の100 を乗じて得た金額

金額			億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

失格基準価格

金額			億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

失格基準価格に 分の100 を乗じて得た金額

金額			億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

（備考）単価について予定価格を定めるときは、その旨を備考欄に明記すること。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

- ・スポーツ振興課

（指摘の要旨）

七草マラソン実施に係る印刷製本費について

印刷製本費については、財務規則で定めた金額を超える場合、契約担当課に購入等の依頼をすることとしているが、30万円未満に分割して発注していた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

（措置報告の概要）

経理主任を中心に課内で契約事務・財務規則の研修を行った。

「改善確認済」

定期監査報告書（令和 6 年度分）

発行月 令和 7 年 2 月

編 集 松戸市根本 3 8 7 番地の 5

松戸市監査委員事務局